



# 介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ⑤⑨ ●  
要介護認定について

要介護認定を受けて、要支援1・2、要介護1～5になった方は介護保険サービスを利用することができます。在宅サービスはケアマネジャーに相談し、ケアプラン（1カ月のサービス計画表）を作成してもらいます。（作成に利用者負担はありません。また、ケアプランは自己作成することもできます。）地域密着型サービス・施設サービスは各施設に、入所や利用について相談してください。

## 要支援1・2の方が利用できるサービス（予防給付）

## 要介護1～5の方が利用できるサービス（介護給付）

※各項目の内容は要介護1～5の方の記載を基本としています。要支援1・2の方は利用できない記載がない限りは【介護予防】を目的としたサービスとなります。  
※利用者負担は、原則としてサービス費用の1割です。

### <在宅サービス>

	サービスの種類	内 容
通所して利用	通所介護 (デイサービス)	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を受けます。(日帰り)
	通所リハビリテーション (デイケア)	老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを受けます。(日帰り)
訪問を受けて利用	サービスの種類	内 容
	訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助（介護タクシー）も利用できます。 ※通院乗降介助は要支援1・2の方は利用できません。
	訪問入浴介護	介護士と看護師が移動入浴車で家庭を訪問し、入浴介護を行います。
	訪問リハビリテーション	居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。
	訪問看護	疾病などを抱えている方について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。
居宅での暮らしを支える	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
	サービスの種類	内 容
	福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 ※要支援1・2および要介護1の方には、その状態像から想定しにくい種目（車いすなど）は、原則、保険給付の対象外です。
	特定福祉用具販売 (福祉用具購入費支給)	入浴や排せつなどに使用する福祉用具を販売し、年間10万円を上限にその購入費を支給します。 ※指定事業者から購入した場合のみ対象です。
	住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。 ※事前申請が必要です。

## <在宅サービス>

	サービスの種類	内 容
短期間入所	短期入所生活介護 ／療養介護 (ショートステイ)	福祉施設や医療施設に短期入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 ※複数の事業者が連携して、緊急の短期入所利用に対応するための体制を確保します。(緊急短期入所ネットワーク)
	在宅に近い暮らし	
在宅に近い暮らし	サービスの種類	内 容
	特定施設入居者生活介護	ケアハウス・有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。 ※生活相談やケアプランの作成は施設で行い、サービスは外部の事業者が提供する外部サービスを利用する施設もあります。

## <地域密着型サービス>

	サービスの種類	内 容
での生活を支援	小規模多機能型居宅介護	「通所サービス」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、本人の心身の状況や希望に応じ、介護や機能訓練などを行います。
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。

※原則として他市町村の事業所は利用できません。

## <施設サービス> ※要支援1・2の方は利用できません。

	サービスの種類	内 容
施設に入所	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護を行います。
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。
	介護療養型医療施設 (療養病床等)	急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする方に、医療施設で療養上の管理や介護を行います。

### 「居宅介護支援事業所かしま」の統合についてお知らせ

「居宅介護支援事業所かしま」は、サービス強化を目的として「居宅介護支援事業所シーサイド」と統合いたします。

このため「居宅介護支援事業所かしま」は、平成23年3月31日をもって廃止となります。

**4月以降**は「居宅介護支援事業所シーサイド」で対応いたしますので、ご利用お願いいたします。

**【この件に関するお問い合わせ】** 居宅介護支援事業所かしま ☎55-3261  
居宅介護支援事業所シーサイド ☎44-1967

介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを ～安心で便利な口座振替を！～

○お問い合わせ 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116 (直通)